

第 5 回 中間市自治会設置検討委員会

開催日時 平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日 (金)
午後 1 時 3 0 分

開催場所 中間市役所別館 3 階・特別会議室

会議資料一式

平成22年度 自治会設置検討委員会 委員名簿

委員(17名)

職	氏 名	備 考
中間市副市長	小 南 哲 雄	会 長
前・中間市町内会連合会会長代行	西 田 義 幸(前・通谷二区町内会長)	副会長
中間市町内会連合会会長	池 田 久 紀(中牟田町内会長・同公民館長)	
中間市町内会連合会事務局長	古 川 実(中鶴一区町内会長)	
中間市町内会連合会会計	力 丸 正 行(川端町内会長・同公民館長)	
中間市公民館連絡協議会会長	仰 木 節 夫(中町公民館長・同町内会長)	副会長
中間市公民館連絡協議会副会長	中 西 良 一(前唐戸公民館長・同町内会長)	
中間市公民館連絡協議会	依 藤 宏 治(前・太賀一区公民館長)	
前・中間市公民館連絡協議会事務局長	山 下 徹(通谷二区町内会長)	
中間市総務部長	成 光 嘉 明	人事異動に伴い中野諭から変更
中間市保健福祉部長	藤 井 紀 生	
中間市教育部長	小 島 一 行	人事異動に伴い中村信一郎から変更
中間市市民部長	白 尾 啓 介	人事異動に伴い所属部変更
中間市総務部総務課長	柴 田 精 一 郎	人事異動に伴い白尾啓介から変更
中間市保健福祉部介護保険課長	山 本 信 弘	
中間市教育委員会生涯学習課長	山 崎 淳 子	
中間市中央公民館長	田 中 久 光	人事異動に伴い梶栗繁幸から変更

事務局(5名)

職	氏 名	備 考
総合まちづくり課長	松 尾 壮 吾	機構改編に伴う変更
総合まちづくり課課長補佐	藤 崎 幹 彦	機構改編に伴う変更
総合まちづくり課市民協働係長	村 上 智 裕	
総合まちづくり課市民協働係	甲 利 直 哉	人事異動に伴う変更
総合まちづくり課市民協働係	山 本 和 美	人事異動に伴う変更

中間市自治会設置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 協働型社会の実現のため、中間市における町内会・町内公民館組織の一元化を促進し、効率的運営が可能な権限と責任を備えた自治組織として再編することを目的に、「中間市市民協働のまちづくり基本方針」に基づき、中間市自治会設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

(1) 町内会・町内公民館の一元化の促進及び自治組織の再編に関する事項について協議し、必要な事項を提言する。

(2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員17人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 町内会連合会 4人

(2) 公民館連絡協議会 4人

(3) 副市長

(4) 庁内検討委員 8人

3 検討委員会の委員の任期は、当該委嘱に係る協議が終了するときまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 検討委員会の委員の報酬は、無報酬とし、また、会議に招集されたときの交通費等の費用弁償は、支給しないものとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長をもって充て、副会長は町内会連合会から1人及び公民館連絡協議会から1人をもって充てる。

3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

3 会議を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(事務局)

第6条 この要綱に定める事務を処理するため、事務局を総務部総合まちづくり課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

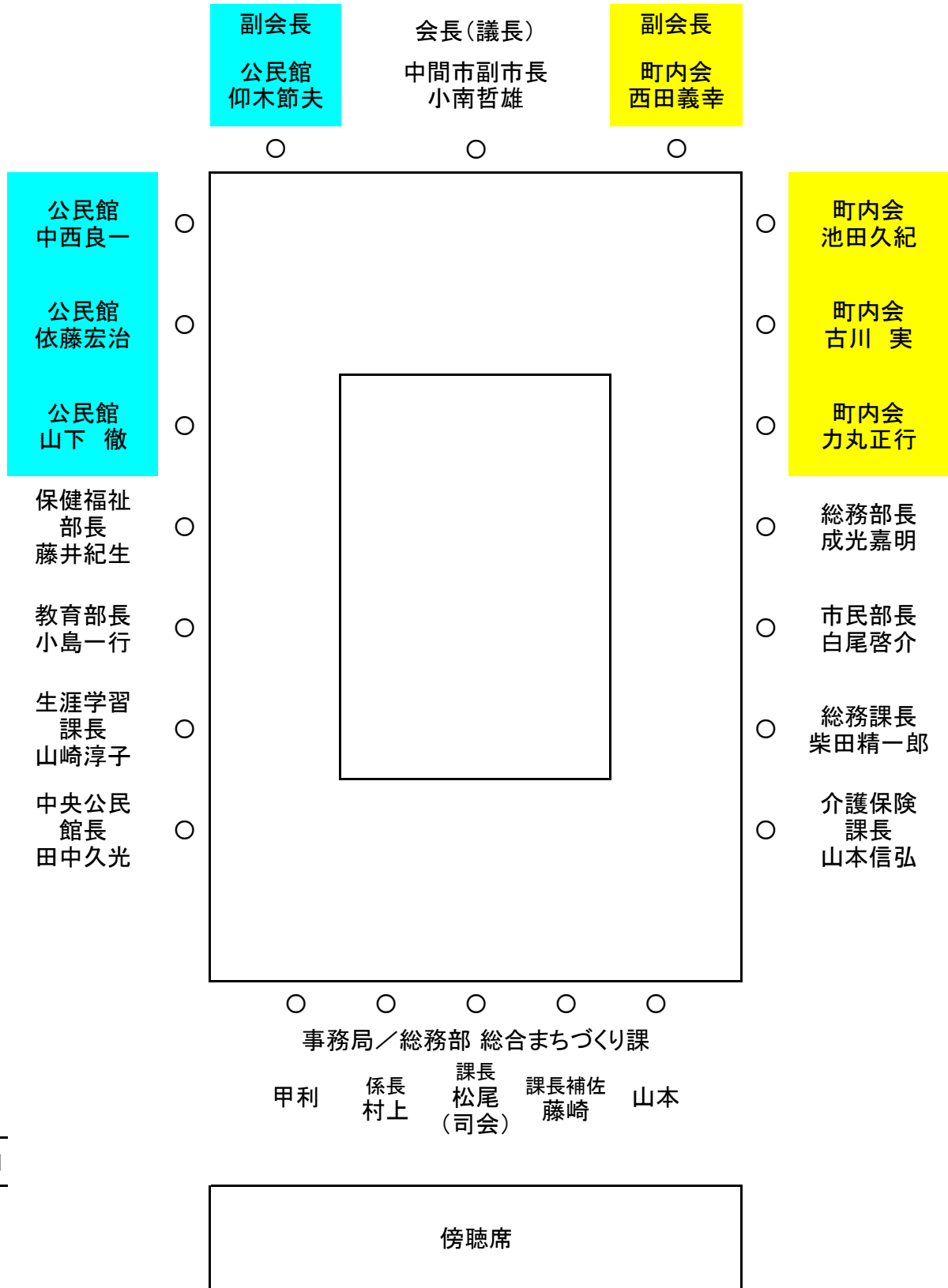
附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年10月4日告示第83号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の中間市自治会設置検討委員会設置要綱の規定は、平成22年4月1日から施行する。

第5回 中間市自治会設置検討委員会 席次図



(公 印 省 略)
平成22年10月15日

中間市自治会設置検討委員会
会 長 小 南 哲 雄 様

中間市自治会設置検討委員会

副会長 西 田 義 幸

副会長 仰 木 節 夫

中間市自治会設置推進小委員会における
協議結果及び今後の活動計画について

中間市自治会設置推進小委員会では、中間市自治会設置検討委員会での自治会設置に関する基本的事項の合意のもと、個別事項について別紙のとおり協議を重ねてきましたので、これまでの協議経過報告及び今後の活動計画についての承認を依頼します。

これまでの小委員会での協議経過報告について

1．自治会設置検討委員会からの移行議題

平成22年2月から3月にかけて4回開催された自治会設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）での協議の結果、検討委員会で本来検討予定であった議題のうち次の2点の議題について、自治会設置推進小委員会（以下「小委員会」という。）へ移行して、引き続き平成22年度に検討を行うこととなりました。

中間市町内会連合会、中間市公民館連絡協議会、中間市の三者24名（総務担当2名を含む）による小委員会で、平成22年4月から平成22年10月まで8回の協議を行いました。

〔移行議題〕

補助金の見直しについて〔事務（役務）交付金、育成費、連絡協議会補助金の配分〕
地域まちづくり協議会・モデル校区の選定

「中間市自治会設置検討委員会における協議事項報告書（第1次報告）」で述べているとおり、これら2点の議題のうち、一元化実施（自治会設置）の周知を第1段階として議題 について自治会の諸要件などを含め最優先に協議を行っており、議題 については第2段階と捉え、今後協議する予定となっています。

2．小委員会での検討事項

（1）各町内会及び町内公民館の実態把握及び住民自治の定義・認識等の周知について

町内会及び町内公民館への実態調査アンケート

5月に町内会長・公民館長を対象としたアンケートを実施し、小委員会で回答内容を分析し、地区の実態把握を行いました。7月には町内会長・公民館長に分析結果を公表済みです。

自治会設置に向けた三位一体の研修会の計画・実施

研修会は未実施ですが、逐次、町内会長会や公民館長会で現状を報告して、共通認識を醸成しています。

町内会・公民館への出前講座の計画・実施

検討委員会での承認を受けて、早急に校区出前講座を実施するよう計画しています。平成22年内に全6校区で出前講座を完了する予定です。

（2）自治会の活動要件・補助金交付要件等を整理

「中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱」と「自治会規約」による規定

市事務局が検討委員会で提示した自治会規約モデル案を再度検討のうえ、一次案として8月に町内会長会や公民館長会で公表済みです。

また、市が制定する「中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」と各地区で制定する「自治会規約」の両輪により、住民自治の主体性を最大限に重んじながら、自治会の健全運営や市民協働の推進、補助金交付要件などを明確に規定することとしています。

現行町内会と公民館設置数の相違等の調整事項

該当地区の取扱いや今後の自治会の新設、合併等について、交付要綱の規定について小委員会内で意思統一を図っており、個別調整などは出前講座ほかで行う予定です。

(3) 補助金に関する整理事項

補助金のあり方や使途の整理

市民の貴重な税金から交付される補助金であることを念頭において、各自治会で事務経費や事業経費として地域のまちづくりに効率かつ適正に使われるのであれば、使途を自由に定められること、交付元である市も十分な決算等関係書類の審査を実施することについて確認しています。

補助金の交付区分や算定基準の検討

町内会育成費などは、上昇の一途をたどる世帯数を基準に算定されており、市民生活の実態とかけ離れてしまうことから、納税者数・税収額・財政状況など、より現実の市勢を反映した人口割に算定基準を変えることについて、市から提案がなされました。

小委員会では、従来の町内会育成費・町内会長事務交付金・公民館行事補助金・公民館長事務交付金を統合し、均等割・人口割の算定基準に基づいて各自治会に交付すること、中間市公民館連絡協議会への補助金については、今後設立予定の自治会連合会への補助金に組み替えて交付を要望すること、これらの補助金が市の予算の範囲内で交付されることについて合意形成がなされており、

なお、各自治会において適正な執行が行えるよう、交付要綱及び自治会規約モデルの周知に努めることを確認済みです。

自治会ガイドブックに基づいた出前講座の実施について

小委員会におけるこれまでの協議の成果物として、別紙「自治会ガイドブック」案を作成しています。

本ガイドブックを町内会長・町内公民館長へ事前配布し、中間市ホームページで公開することで、市民への周知を図るとともに、ガイドブックを説明資料として、今後出前講座を中間市町内会連合会・中間市公民館連絡協議会・中間市の三者で実施する計画としています。

以上、小委員会のこれまでの協議経過報告及び今後の活動計画の承認について、ご審議をお願いします。

- 〔別紙資料〕
- ・自治会設置推進小委員会 委員名簿
 - ・自治会設置推進小委員会 協議経過
 - ・自治会設置推進小委員会スケジュール
 - ・実態調査アンケート結果
 - ・自治会ガイドブック(案)

自治会設置推進小委員会 委員名簿

委員

職 名	氏 名
自治会設置検討委員会副会長	西 田 義 幸
中間市町内会連合会会長	池 田 久 紀
中間市町内会連合会副会長	水 落 勝
中間市町内会連合会副会長	森 本 昌 敏
中間市町内会連合会事務局長	古 川 実
中間市町内会連合会会計	力 丸 正 行
自治会設置検討委員会副会長・中間市公民館連絡協議会会長	仰 木 節 夫
中間市公民館連絡協議会副会長	石 井 宏 明
中間市公民館連絡協議会副会長	松 崎 英 人
中間市公民館連絡協議会事務局長	左 京 邦 彦
中間市公民館連絡協議会選出委員	中 西 良 一
中間市公民館連絡協議会選出委員	依 藤 宏 治
中間市公民館連絡協議会選出委員	山 下 徹
中間市総務部長	成 光 嘉 明
中間市教育委員会生涯学習課長	山 崎 淳 子
中間市教育委員会生涯学習課社会教育係長	濱 田 学
中間市中央公民館長	田 中 久 光
中間市中央公民館係長	蛙 田 節 生
中間市中央公民館	井 手 祐 志
中間市総合まちづくり課課長	松 尾 壮 吾
中間市総合まちづくり課課長補佐	藤 崎 幹 彦
中間市総合まちづくり課市民協働係長	村 上 智 裕

総 務

中間市総合まちづくり課市民協働係	山 本 和 美
中間市総合まちづくり課市民協働係	甲 利 直 哉

自治会設置推進小委員会 協議経過

回数	開 催 日	協 議 事 項
1	平成 22 年 4 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間市自治会設置検討委員会の検討経過報告について ・ 小委員会の進め方について
2	平成 22 年 5 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査アンケートの実施について ・ 小委員会のスケジュールについて
3	平成 22 年 6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査アンケートの中間報告について ・ 小委員会のスケジュールについて（継続） ・ 自治会補助金について
4	平成 22 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査アンケートの分析について ・ 自治会規約モデル・組織モデル案について ・ 自治会補助金について（継続） ・ 自治会設置に向けた検討事項の整理について
5	平成 22 年 7 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会規約モデル・組織モデル案について（継続） ・ 自治会補助金について（継続）
6	平成 22 年 8 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会設置検討委員会の開催時期について ・ 校区出前講座のスケジュールについて
7	平成 22 年 9 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱（素案）について
8	平成 22 年 10 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会ガイドブックについて ・ 中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱（素案）について（継続） ・ 自治会設置検討委員会への承認事項について ・ 校区出前講座のスケジュールについて（継続）

自治会設置推進小委員会スケジュール

時 期			小委員会検討項目	町内会・公民館への実施項目
H22 5月	上旬	5/10	・実態調査アンケート配布	
	中旬			
	下旬	5/25		・アンケート回収（町内会）
6月	上旬	6/2	・実態調査アンケートの中間報告 補助金モデル案の提案	・アンケート回収（公民館）
	中旬			
	下旬	6/26	・実態調査アンケート分析結果 ・自治会設置に向けた検討事項整理(1) (補助金モデルの検討、規約モデルの説明など)	
7月	上旬	7/7	・自治会設置に向けた検討事項整理(2) ・規約モデル検討・決定	・アンケート分析検討結果を公民館長会で周知
	中旬			
	下旬	7/20		・アンケート分析検討結果及び規約モデル・組織図案を町内会長会で周知
8月	上旬	8/6	・(研修会内容の検討)	・規約モデル・組織図案を公民館長会で周知
	中旬			
	下旬			
9月	上旬	9/1	・自治会設置要綱の検討(策定)	
	中旬		〃	
	下旬		・自治会ガイドブック作成	
10月	上旬	10/6		
	中旬	10/15	・自治会設置検討委員会承認	・全会長に自治会ガイドブック配布 (校区出前講座用資料)
	下旬			【両組織での自治会連合会協議】 ↑ ↓
11月	上旬	11/5		↑ ↓
	中旬		・H23年度予算要求	6校区出前講座
	下旬			↓
12月	上旬	12/1		
	中旬		・自治会設置検討委員会承認	
	下旬		・協議事項報告書(第2次)策定	
H23 1月	上旬	1/5	・広報なかま自治会特集の検討	↑ ↓
	中旬			各自治会が規約を整備
	下旬		・各地区の自治会規約案を確認	↓
2月	上旬	2/2		
	中旬	2/10	・広報なかま自治会特集	↑
	下旬			↓
3月	上旬	3/2		
4月			自治会	制度開始

平成22年度町内会加入率

実態調査アンケート結果

NO	町内会名	加入世帯数	総世帯数	加入率
1	垣生	368	524	70.2%
2	砂山	116	182	63.7%
3	中底井野	60	85	70.6%
4	上底井野	339	453	74.8%
5	下大隈	160	184	87.0%
6	五楽			
7	土手ノ内一区	346	446	77.6%
8	土手ノ内二区	310	436	71.1%
9	土手ノ内三区	362	467	77.5%
10	新手	258	414	62.3%
11	唐戸	68	136	50.0%
12	本町	110	224	49.1%
13	上蓮花寺	70	205	34.1%
14	徳若	185	188	98.4%
15	扇ヶ浦一区	400	679	58.9%
16	扇ヶ浦二区	185	239	77.4%
17	松ヶ岡一区	214	435	49.2%
18	松ヶ岡二区	260	315	82.5%
19	中尾一区	549	941	58.3%
20	中尾二区			
21	大辻町	151	296	51.0%
22	深坂一丁目	110	161	68.3%
23	深坂二丁目	168	225	74.7%
24	池田町	474	594	79.8%
25	弥生町	283	361	78.4%
26	七重	232	323	71.8%
27	小田ヶ浦	430	470	91.5%
28	中町	50	81	61.7%
29	昭和町	122	194	62.9%
30	屋島	92	134	68.7%
31	川端	37	97	38.1%
32	栄町	107	247	43.3%

NO	町内会名	加入世帯数	総世帯数	加入率
33	片峯町	54	81	66.7%
34	中鶴一区	175	289	60.6%
35	中鶴二丁目	600	704	85.2%
36	中鶴三区	288	334	86.2%
37	浄花町	300	344	87.2%
38	岩瀬西町一区	200	358	55.9%
39	岩瀬西町二区	115	257	44.7%
40	御館町	93	194	47.9%
41	鳥森	92	175	52.6%
42	岩瀬東町	106	216	49.1%
43	岩瀬北町	120	128	93.8%
44	自由ヶ丘	110	139	79.1%
45	下蓮花寺	120	274	43.8%
46	岩瀬南町	240	369	65.0%
47	高見	139	197	70.6%
48	中牟田	227	340	66.8%
49	白天ノ宮ノ下	148	231	64.1%
50	大根土	242	244	99.2%
51	宮林	180	231	77.9%
52	曙町一区・二区	298	470	63.4%
53	太賀一区	477	544	87.7%
54	太賀二区	348	402	86.6%
55	太賀三区	102	114	89.5%
56	鍋山	300	445	67.4%
57	朝霧	360	477	75.5%
58	通谷一丁目	251	561	44.7%
59	通谷二区	333	457	72.9%
60	通谷三区	339	357	95.0%
61	通谷四区	373	478	78.0%
62	桜台	420	496	84.7%
63	中央町	90	114	78.9%
64	星ヶ丘	270	302	89.4%
計		14,126	20,058	

総世帯数は、同一建物での二世帯(世帯分離)などを含むため、各町内会で把握世帯数よりも多くなっている場合があります。そのため、加入率も実感されている率よりも低めに出る可能性があります。ご了承ください。

平均加入率	70.4%
-------	-------

① 町内会加入率について

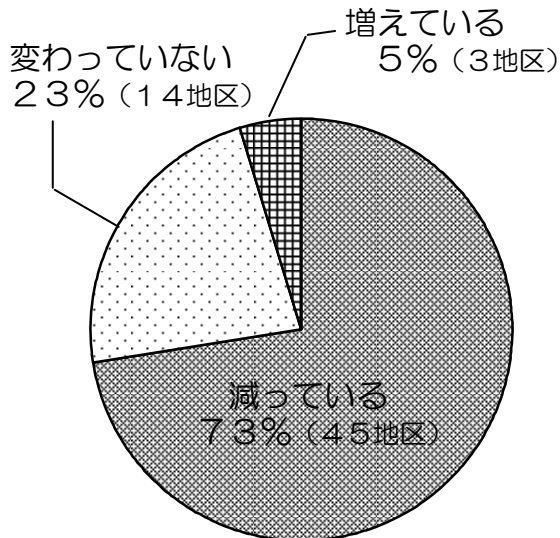
平均加入率

70.4%

※総世帯数は、同一建物での二世帯(世帯分離)などを含むため、各町内会で把握世帯数よりも多くなっている場合があります。そのため、加入率も実感されている率よりも低めに出る可能性があります。ご了承ください。

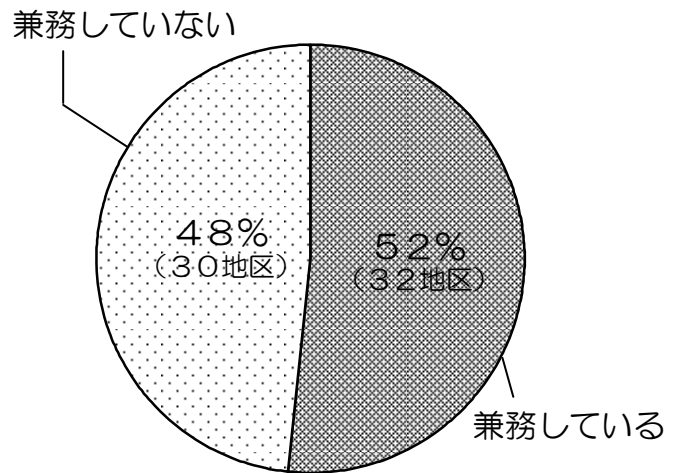
・世帯の加入率については、特にアパートなど集合住宅の未加入が多く、加入促進に苦慮されている

② 町内会の加入状況について



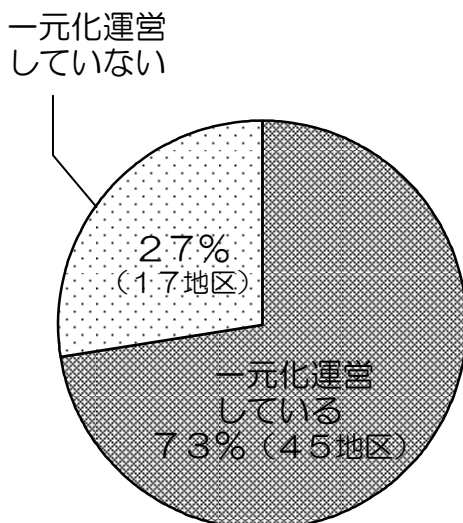
・町内会の加入状況について、「減っている」との回答が73%に及んでおり、役員となることを負担に感じる高齢者の脱退などの増加も予想され、来年度自治会設置後に於ける十分な対策検討が望まれる。
(加入のメリット、加入しないデメリットなど)

③ 町内会長・公民館長の兼務の有無について



・町内会長・公民館長兼務の有無に関して、兼務52%、兼務外48%と拮抗している。

④ 一元化運営の有無について

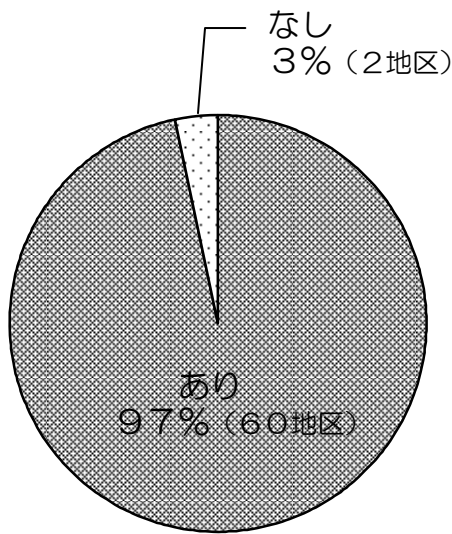


・関連して、一元化運営の有無で、一元化運営が72%と兼務者52%を超えている中で、一元化のイメージが個々人によって異なっているので整理が必要である。

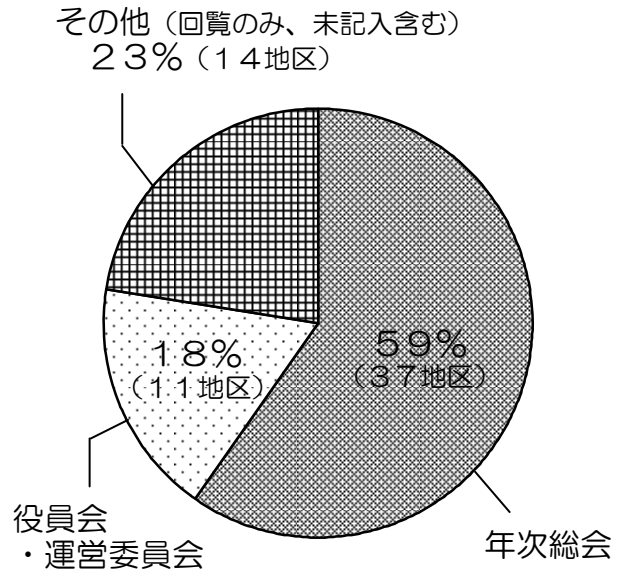
また、一元化していない27%については、運営状況を把握した上で、それに基づく対策検討が必要と思われる。

※行政として組織一元化を推進する際に、町内会長・公民館長の兼務をお願いした訳ではないが、「兼務をもって一元化」と理解された面があり、結果として実質的な一元化が多くので地区で、すでになされている。

⑤ 規約の有無について

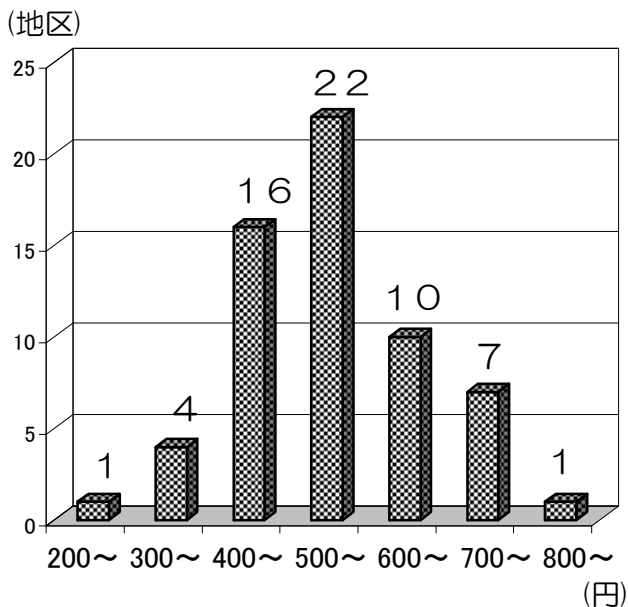


⑥ 住民への報告の形式について



・規約の有無で、規約ありの回答が97%であるにもかかわらず、住民への報告形式が、総会や役員会（代議員会議）を開催せずに、回覧のみで周知する地区が23%（未回答含む）となっている。ぜひ、全住民を参加対象とした「年次総会」、または役員による「役員会、運営委員会など」（代議員制）のいずれかを、地区の規模によって実施していただきたい（別途組回覧により周知）。そのため、規約を点検し、「規約モデル案」の中で基本的な要件を提示する必要がある。

⑦ 町内会（公民館）費について（月額）



● 自由記入欄

一元化が「町内公民館解散説」と誤解されることについては、地区住民のみなさんへの十分な理解を求める必要がある。

未加入世帯からの共益費（防犯灯）などの徴集が困難であり、地区環境の維持と未加入世帯へのサービス提供の矛盾生じている。（現在の町内会育成費は未加入世帯分も含む）

・会費（町内・公民館）について、400～500円が38地区となっている。町内会会費と公民館会費の区分けの実態把握が必要となっている。

■今後の町内会加入の推進について

(自由記入)

- ①町内とは②公民館入会に関する趣意書③町内会の未来を考える、以上3件を書類にして加入推進を行っている。
- 町内会加入の場合は、担当組長と町内会長との協力が必要。
- 町内加入推進よりも、現在加入している世帯をいかに脱退させないようにするかが現状の問題点である。
- 近年、町内会脱会世帯が増加している。脱会を申し出られても断る理由もないので町内としては引き止めることが出来ない。町内会未加入者より共益費を徴収しているが、これもなかなか難しい。行政指導で町内未加入者の共益費の徴収等についてマニュアル化出来ないのだろうか？
- ゴミのない町づくり、夜も明るい町（防犯灯の設備）に重点を置いているが、これを行政が費用を出していると住民の誤解があるので、PRは重要である。
- 会の運営で支出は必要限度を考え、会費を高くしない。
- 会費と共益金負担の2本立て制も町内会加入の推進にとって有効である。
- 地域に新規に入られた方々を訪問し、人間関係を結んで、地域に自然に入っていただくことを優先し、メリット・デメリットを説明しながら加入を促進する。
- ゴミステーション化を機に、集積場を利用する人たちで、維持管理を協力して行うように呼びかける。
- 公園の維持管理、防犯灯の管理などは行政と地元町内会が協同して行っていることを伝える。
- 加入しない理由を出してもらい、原因の除去に努める。
- 未加入の現状はアパート等、高齢を理由に年々減少傾向にあり、家主・管理人の強力なバックアップがほしい。
- 町内・公民館に金銭的な余裕があれば、ここに生まれて、住んで良かったと言える活性化事業・設備対策の構築ができ、加入者も若干増えると思うが・・・理想である。
- 現在、個人情報保護の関係で当地では、顔も見ることなく誰が町内に居住しているかわからない。行政の今後の取り組みを聞かせてほしい。
- 町内会からの強制・強請は無理と思うので、街灯代、ゴミ回収時の協力、募金等の協力を行政の方から住民としての義務的なお願いは出来ないだろうか？
- 町内会は自治組織であるから、必要性の自覚そして自ら住みよい町にするための要望が自由に出せる運営が大切である。与えるばかりの自覚作りでは、逃げ出したくなるばかりである。
- いい方法があったら教えてほしい。
- 町内会に入らなくても、何も困る事がないと思っている方々が多い。自分勝手な方々が多いようである。
- 子供がいる家庭については説明して加入してもらっている。高齢者については脱退をしない様に働きかけをしている。
- 市の方に転入者に対して、町内加入の指導をお願いする一方、何かペナルティーのようなことを考えるべきである。
- アパートの住民は入会の気配なし。
- 老人の一人暮らし又、若い人の加入が段々少なくなってきた。今後、ごみステーション化が始まったら、問題は大きいと思う。
- 町内会（公民館）加入のメリットを感じない、又加入していなくても生活に不自由を感じない人が増え、今後脱会者が続出し、町内会（公民館）の存在理由が少なくなると考える。
- アパート等の建築時は、町内会に必ず入会

することを条件に建築業者を指導して、許可を出すようにしてほしい。

- 防犯灯の電気代、設備費は町内会が出していることから、加入者と未加入者で不公平が発生している。市税から出せるようにして、不公平をなくしてほしい。
- 今後も新規転入された方については、加入してもらおうように努める。
- 転入者には組長経由で入会するよう呼びかけているが難しい。
- 隣組長を通じて参加を呼びかけているが協力を得られない。(特に公民館)
- 市政だより等で情報が進んでいるので組内に加入する世帯が年々減少している。役員選出はなり手がなく、行事も不参加が多く、実行が困難になっている。組加入のメリットが見えにくい。
- 隣近所のお知り合いの方へ口コミで勧誘する。加入資料を1回/年配布している。
- 子ども会を中心に、活動には未加入者との較差を明確にするようにスポーツレジャー等に全面的バックアップをしている。一人暮らしの方に関しては、隣組を通じて町内会長・民生委員が一体となり、連携をとっている。
- アパートの家主等との協議を進めたい。
- 未加入の一人暮らしの世帯の加入を推進する。
- 高齢化が進み若者が減って町内会組織維持すら出来ない状況になってきた。一元化には反対しないが、ただ誰がやってくれるのか。町内公民館解散説の中、心配する。
- 脱会する人、新規加入しない人が増えており、その都度、町内会長、老人会長、婦人会長等を通じて説得に努めている。市民全員が加入する町内会でなければならないと思っているが・・・現町内会を廃会して全員参加の新自治会の発足を希望する。
- 地域では少子高齢化のため色々なことを持っていてもそっぽを向かれることが悩みの種である。これから先、地域ぐるみで取り組んでいきたい。

- 以前、ゴミ袋や市の広報を配布しているときは、多く入っていたが、シルバーに委託した今、辞める人が多くなり困っている。いい方法を教えてほしい。
- 町内会からの脱会者が増え、対策に困っている。
- 平成22年度より、全世帯会費徴収のための文章を作成し配布した。
- 市からの指導が一番有効ではないだろうか？
- 中間市へ転入手続きの際、行政は町内会への入会指導の強化に努めてほしい(条例化検討) 町内会としては、引越しの時、声かけをする。引越し完了後は、町内会長・公民館長・隣組長が出向き、町内会入会をお願いする等色々な面で、お互いが顔を見て、話をするようにさらに心がける。
- 加入推進というより、昔と違って加入しなくても別に何ともないと言う住民が多くなってきている。
- 変更が決まった場合、角印等作り変える費用は、市に負担してもらえるのか？

自治会ガイドブック

～平成23年度から町内会・町内公民館は自治会になります～

〔平成22年度自治会制度導入用 第1版〕

（案）



編集 中間市自治会設置検討委員会



自治会制度への移行について

1 町内会と公民館の一元化は「市民協働」の第一歩！

現在、中間市内には歴史や市民生活などの必要性により、「町内会」と「町内公民館」という二つの組織が、同じ活動地域の中に別々に存在しています。

少子・高齢化が進展する中、地域ぐるみでの子育て支援や高齢者が安心して暮らせるような見守りや支え合いなど、行政の画一的なサービスでは対応できない、地域に密着したきめ細かい取組が必要とされてきています。

地域に暮らす住民一人ひとりが、自分たちの地域のことを考え、福祉や環境、防犯などの地域のさまざまな課題を発見し、解決するために、お互いに助け合い、親睦を深め、より良いまちづくりを進める。これまで、このような活動を行ってきたのが町内会や町内公民館といった自治組織でした。

そして、地方分権時代には、「自分たちの地域のことは自分たちで考えて、自分たちで決める」ことがさらに求められており、協働型社会を実現するためには、地域コミュニティの受け皿となる自治組織のいっそうの活躍が不可欠なのです。

地域コミュニティの中心となる町内会と町内公民館。両者を一元化し、自治会制度へ移行することで、効率的運営が可能な権限と責任を備えた、新たな自治組織づくりを目指します。

2 なぜ、一元化が必要なのですか？

お住まいの地区で、

- ・ 役員の引き受け手が十分にいなくて困っている。
- ・ 地域の代表である町内会長・公民館長のどちらに困ったことを相談すればいいの？
- ・ 町内会と公民館で、補助金などの申請窓口が分かれており、面倒で分かりづらい。

などの声を耳にしたことはないでしょうか。

現在、このような地区が増えており、すでに一体的な運営をしている地区が半数以上となっています。これが、組織一元化の出発点です。

「一人では解決できない問題でも、みんなで取り組めば解決できる。」

3 今までの町内会・公民館活動とは何が違うの？

自治会では、住みよいまちをつくるため、年間をとおして、住民同士のふれあいや交流のための活動や、地域課題の解決に向けた活動などを行っていきます。

みなさんが地域で行ってこられた活動は、ほとんど変わることはありません。これまでの活動をさらに充実していただくことになります。

住民のふれあいや交流のために

- ・ 運動会などのスポーツ活動
- ・ 文化祭などの文化活動
- ・ 夏祭りなどの伝統のまつり
- ・ 多世代間の交流活動
- ・ 敬老会などの催し
- ・ 地域住民への周知・広報活動
- ・ 自治公民館などの建設及び維持管理
- ・ 子ども会・盆踊りなど地域の伝統文化
- ・ いきいきサロンなどのサークル活動

など

地域課題や問題の解決に向けて

- ・ 地域の防災・防犯・交通安全など安全安心活動
- ・ 防犯灯の設置及び維持管理
- ・ 子どもや青少年の健全育成活動
- ・ 高齢者などへの福祉活動
- ・ 資源物回収などのリサイクル活動
- ・ 公園、道路などの清掃美化活動
- ・ 道路維持や地域環境の保全活動
- ・ 行政との連携
- ・ 募金活動

など



4 自治会設置のこれまでの経過について

中間市市民協働のまちづくり基本方針の策定

平成21年11月に基本方針（案）に関する町内会長・公民館長合同説明会を開催し、自治会設置に向け検討することについて説明を行いました。

自治会設置検討委員会

平成22年2月～3月に町内会連合会と公民館連絡協議会、中間市の三者で「自治会設置検討委員会」を4回開催し、基本的な方向性を確認、合意を得ました。

・自治組織一元化の目的について（一部抜粋）

住民自治推進のため、組織の強化・集中（予算・人員・情報伝達・行事等）を図る
補助金一元化等による経費の効率化を実施する

小学校区単位の「地域まちづくり協議会（仮称）」の中心母体とする

現在「自治会設置推進小委員会」により、具体的内容を協議中であり、10月には「第5回自治会設置検討委員会」で中間報告を行ったところです。

5 自治会へ移行するために必要なこと

自治会へ移行すると、まず会の名称変更が必要になります。「町内会」や「公民館」という組織名が「自治会」一本に統一されます。また、現在使われている「公民館長」などの役職名は、慣用として地区で使われることがあっても、市が発送する公文書等には使用しないこととなります。

ただし、建物としての「公民館」、「集会所」がなくなるわけではありません。従来どおりの名称で呼んでいただいて構いません。

したがって、各地区にある規約等の改正が必要になりますので、今年度中（平成23年3月末まで）に、新しい規約等の作成を行い、臨時総会で承認を得ていただかなければなりません。

【改正が必要なもの】

・町内会規約 ・公民館利用規則（館則） ・諸規定（役員手当・慶弔費） など。

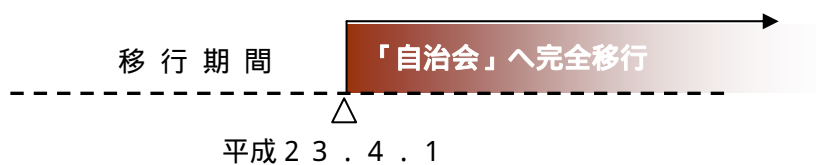
また、規約と同様に、会長の公印や補助金の振込用口座の名義についても変更が必要です。

自治会設置になって、すぐ変わることは・・・

- ・自治会長のもと、各組長や会計、専門部会などの役員が一つの組織になります。
- ・今まで町内会と公民館と別々に交付していた補助金が一つになります。

6 自治会へ移行する時期

自治会へ移行するのは、平成23年4月1日からです。これは、中間市の全地区で一斉に開始していただくこととなります。よって、移行期間は、今年度末（平成23年3月末）までとなります。



- 平成22年11月・・・町内会連合会・公民館連絡協議会・中間市の共同開催で校区ごとの出前講座
- 平成23年1月・・・各町内会・町内公民館で自治会規約案を作成
- 平成23年2月・・・規約案の内容を市や自治会設置検討委員と打ち合わせ
- 平成23年3月末まで・・・臨時総会で住民の承認
- 平成23年4月1日・・・自治会制度移行
- 平成23年度以降・・・小学校区単位の「地域まちづくり協議会」設置の検討

認可地縁団体について・・・

地縁による団体とは？

自治会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」となり、そのままでは法人格は有していません。

認可地縁団体について

認可地縁団体とは、市長が認可する法人格を持つ地縁団体のことです。自治会が法人格を持つと、共有する不動産の登記名義を自治会名で行うことが可能になります。

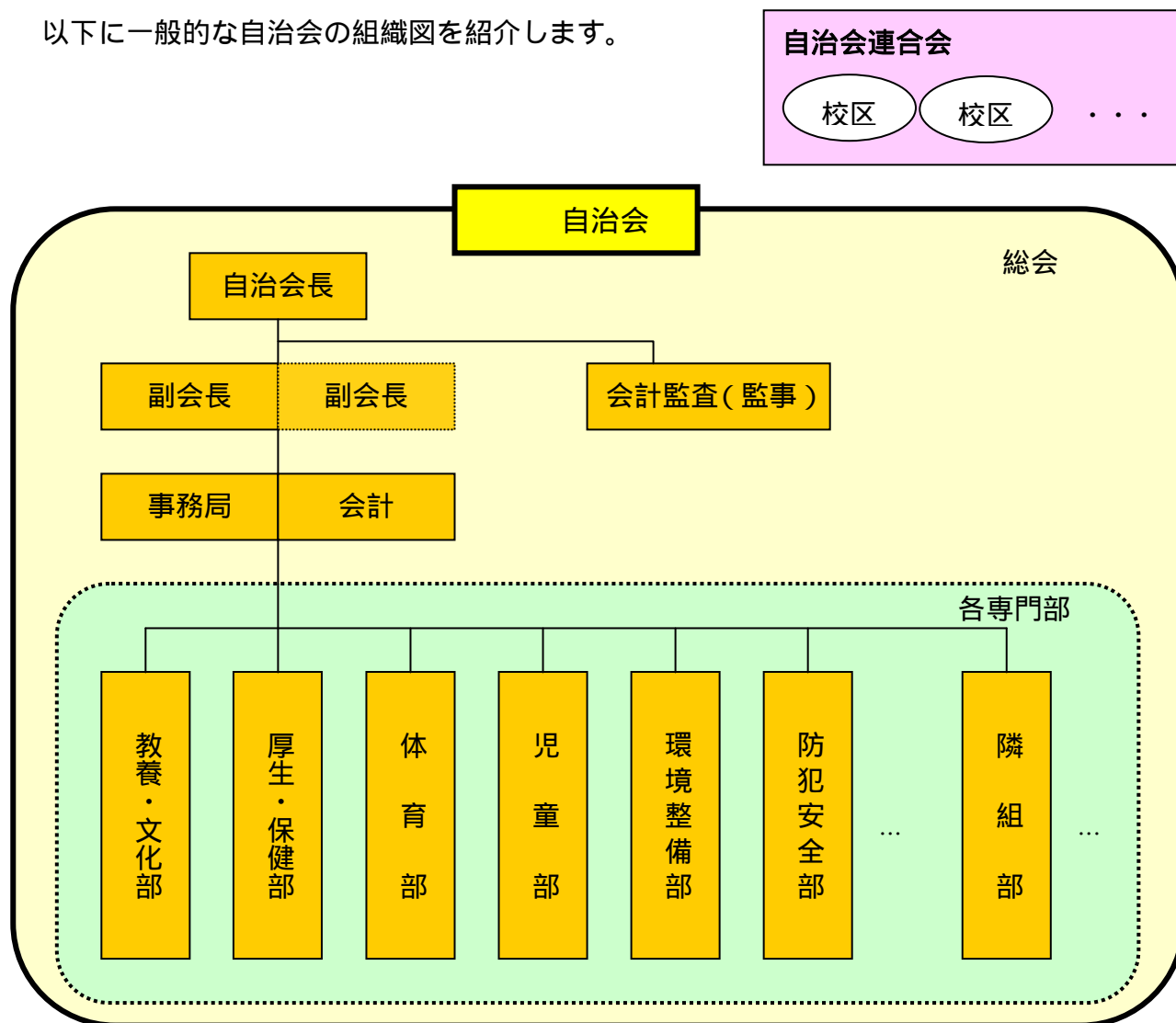
将来的に「法人格」の取得を検討している地区もあることと思います。認可される要件(規約・構成員など)が、本書の説明と異なりますので、詳しくはご相談ください。

【総合まちづくり課市民協働係】

自治会の組織と運営

1 自治会の組織例

以下に一般的な自治会の組織図を紹介します。



上図は、あくまでも一例です。各地域の実情・規模・特性によって変わってきます。

- ・ 副会長は、複数名になっても構いません。
- ・ 地域の実情により、従来の公民館長の職務を上記の図の役職のいずれかに位置づけていただきます。（自治会長が公民館の職務を統括し、副会長が実務を行ったり、副会長を2人置き、1人が自治会庶務を行い、1人が公民館の職務を行ったりとさまざまな形態が考えられます。）
- ・ 各専門部は、上記以外にも例として「婦人部」、「調査広報部」、「青少年育成部」などを必要に応じて設置してください。

補助金の交付について

1 自治会育成交付金

自治会の育成と連帯を支援し、地域住民が自ら主体的にまちづくり活動を促進するとともに、市政の円滑な運営を図ることを目的に交付します。

平成22年度までは、町内会と公民館へ別々に補助金を交付していましたが、両組織を一元化し、自治会へ移行する平成23年度からは、「自治会育成交付金」として、一括して補助金を交付することとなります。

よって、これまで各補助金ごとに提出していただいていた申請書類の提出は、平成23年度からは1度で済むこととなります。

また、今までは、個別に交付されているため、別会計で用途も限られ、自由に使用することが難しい場合もありましたが、自治会へ移行後は、各地区の実情に合わせて、役員手当などの事務費や主催行事などの事業費として、自由に配分して使用することが可能になります。

なお、交付金はすべて決算書での報告の義務が発生します。

2 自治会育成交付金の算定

交付金は、予算の範囲内で交付することとなりますが、原則として、交付金の額は、下記の均等割額と人口割額を合算した額となります（区域人口は、1月1日現在の住民基本台帳の地区別人口統計に基づく数とします）。

移行初年度の平成23年度は、平成22年度と同水準の補助金となりますので、平成24年度からこちらの計算により交付します。

区 分	交 付 金 額（年間）
均等割額	130,000円
人口割額	300円×区域人口

たとえば・・・

区域人口 500人の場合

均等割額 130,000円

人口割額 300円×500人 = 150,000円

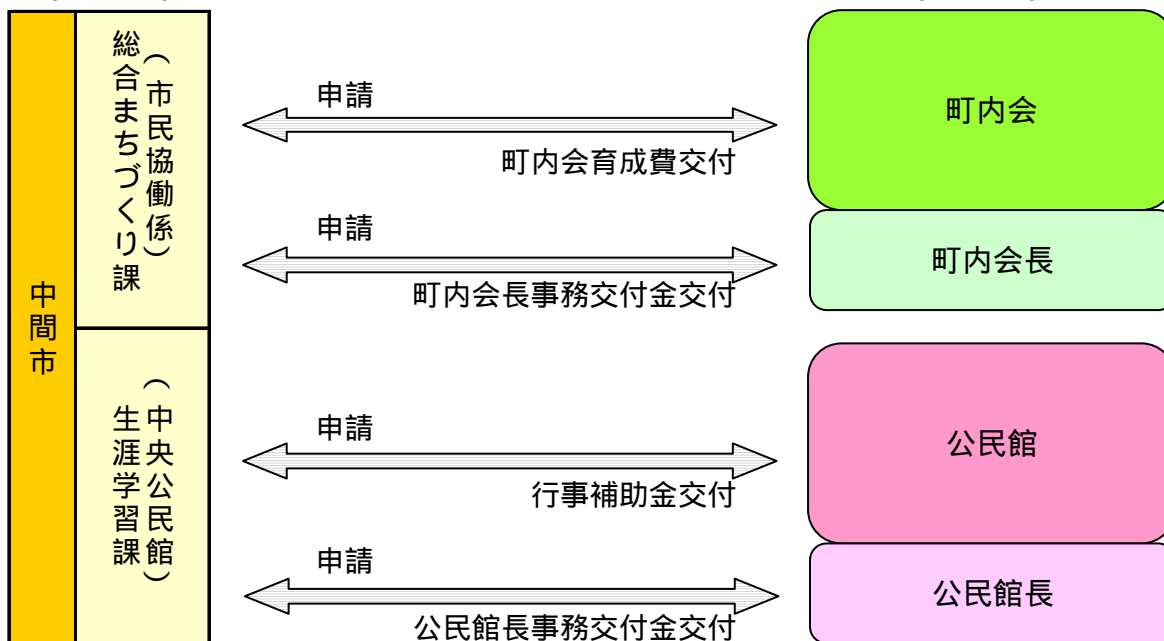
交付される金額は、

+ = 280,000円 となります。

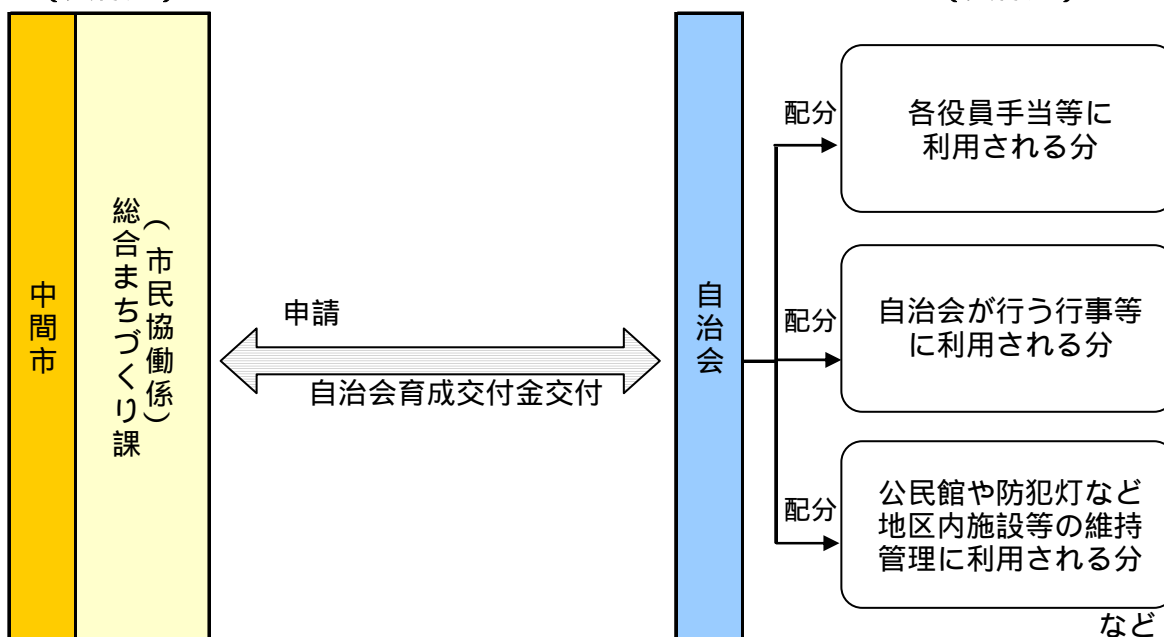
人口	交付額
200人のとき	190,000円
400人のとき	250,000円
700人のとき	340,000円
1,000人のとき	430,000円
1,500人のとき	580,000円

3 制度変更に伴う補助金交付の流れ

平成22年度まで
(交付元)



平成23年度から
(交付元)



公民館新築・増改築に伴う補助金は、従来どおり、生涯学習課で取り扱います。

交付金の使い途は、交付要綱に規定された自治会の事務のほか、地区の実情に合わせて各自治会が主体的に決めていただきます。

4 補助金申請手続きの流れ

時期		中間市	自治会
3月		自治会育成交付金見込額を各自治会長宛てに通知	
4月	上旬		総会にて、前年度決算・事業報告、今年度予算案・事業計画案等の承認を得る
	中旬		前年度決算・事業報告、今年度予算案・事業計画案、役員名簿、規約等を添付し、交付申請書を提出
	下旬	提出された書類を審査 ↓	
5月			
6月	上旬		
	中旬	自治会育成交付金交付決定通知兼振込通知書（前期分）送付	
	下旬	自治会育成交付金支払い（前期分）	
7月			振込みを確認
8月			
10月	上旬		
	中旬	自治会育成交付金交付振込通知書（後期分）送付	
	下旬	自治会育成交付金支払い（後期分）	振込みを確認



自治会 Q&A

Q1. 自治会育成交付金の使途振り分けはどのようにすればよいですか。
大まかな配分例などは示してもらえないのですか。

A. 自治会育成交付金については、各地域の規定に基づいて、役員手当、行事、維持管理費など地域のまちづくりに適正に使われるのであれば、自由に配分して構いません。また、市から配分割合などを示すことはありません。各自治会でより効率よく活用できるよう、十分に検討していただき配分してください。

Q2. 従来の町内会長事務交付金や公民館長事務交付金など、役務手当はどうなりますか。

A. 平成22年度まで、町内会長事務交付金、公民館長事務交付金を各町内会長・公民館長の役務に対する手当として交付してきました。平成23年度から、自治会育成交付金として、一括して交付することになるので、市から自治会長に別途、役務手当を交付することはありません。

Q3. 自治会育成交付金の算定基準を均等割と人口割の合計としているのはなぜですか。

A. 人口規模の大小によって自治会ごとの交付額が極端に偏ってしまえば、小規模な自治会運営が困難となってしまいます。均等割を設けることで、ある程度各自治会の均衡を図るようにしています。

また、これまで町内会育成費などは世帯数を基準としていましたが、現在の中間市では、核家族化の進展などさまざまな要因により、1棟のお宅に2世帯家族が増えるなど、世帯数は年々増加の一途をたどり、市民生活の実態とかけ離れつつあります。したがって、納税者数・税収額・財政状況など、より現実の市勢を反映した人口割を今回の算定基準として導入しています。

Q4. うちの町内では、すでに町内会と公民館が一体的な運営をしてきたので、自治会を作らず現状のままでよいですか。

A. 地区によっては、町内会長と公民館長が兼務され、会計・事業・役員等も一体的な運営をされてきた地区もあるかと思います。それらの地区では、運営的には今までと同様に行っていただいても構わないのですが、規約などの変更は必ず行っていただかないといけません。また、自治会長の統括のもと、行政との連絡体制や補助金の交付が一元化されますので、必ず自治会制としていただくようお願いします。

Q5. 公民館はなくなるのですか。

A. 公民館（町内公民館や集会所施設）の機能・役割がなくなることはありません。今までどおり地域の拠点施設として自治公民館を運営していただきます。平成23年度から、町内会・町内会長・公民館長という名称ではなく、自治会・自治会長へ一元化しますが、今まで各地区で行ってきた文化活動や健康・福祉活動などの内容については何ら変わりません。

Q6. 自治会には、強制的に加入しないといけないのですか。

A. 自治会とは、お互いに助け合い、親睦を深め、より良いまちづくりを進めるために、地縁により自主的に組織された団体なので、入会・退会は自由であり、強制されるものではありません。しかし、地域みんなで住み良い生活環境を維持するための住民組織ですから、できる限りすべての世帯が加入することが望ましいといえます。また、最高裁判例では、あくまで一つのケースですが、未加入者であっても共益費については負担義務があるとの判断もなされています。このような事情から、市として今後も加入促進に向け、自治会とともに市民のご理解を得る努力をしていきます。

Q7. 転入者の情報は、教えてもらえないのですか。

A. 各自治会に転入・転居などで引っ越して来られた方たちの情報（住所・氏名・世帯員数など）は、現在は申し訳ありませんが、個人情報保護の観点からお教えすることはできません。自治会長や各組長などが不動産会社への加入促進の協力依頼や引っ越して来られた方にお声をかけるなどして、転入者等の情報を把握するようお願いいたします。

Q8. 自治会加入を促進するために、どのようにすればいいですか。

A. 近年、地域住民の繋がりが希薄になっており、自治会に加入していただけないケースが増えているのが現状です。市では、転入・転居などで住所の異動届の申請に来られた際、窓口で必ず自治会加入案内のチラシ（参考資料26ページ）を配布しています。また、この自治会ガイドブックに「自治会加入促進チラシ（例）」（参考資料28ページ）を掲載しておりますので、地域の自治会未加入世帯へのPRの参考にご活用ください。

自治会関連のお尋ねは・・・

自治会を運営するに当たって、困ったことがあれば、市役所の関係課へご連絡ください。

項目（内容）	問合先（直通）
自治会事務に関すること （育成交付金・回覧板・掲示板など）	総合まちづくり課 （市民協働係） 246-2017
交通安全運動に関すること （交通安全啓発など）	総合まちづくり課 （市民協働係） 246-2017
交通安全施設整備に関すること （ガードレールやスクールゾーンの施設整備など）	土木管理課 （土木維持係） 246-6259
防犯灯に関すること （防犯灯の設置・補助金制度など）	土木管理課 （土木維持係） 246-6259
募金に関すること	こどもと福祉の課 （社会福祉係） 246-6270
自治公民館の育成・支援に関すること （学習活動の啓発・相談など）	中央公民館 246-2321
自治公民館の施設整備に関すること （自治公民館の新築・増改築、コミュニティ助成金など）	生涯学習課 （社会教育係） 246-6224
交通共済に関すること	市民課 （市民係） 246-6239
ごみの収集に関すること （ごみステーションの新設・移転など）	環境保全課 （衛生美化係） 245-5300



中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱（案）

中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱（素案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、自治会の育成と連帯を支援し、地域住民が自ら主体的に地域課題を発見し、考え、行動するまちづくり活動を促進するとともに、市政の円滑な運営を図ることを目的として、自治会の設置及び自治会育成交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 自治会 地縁に基づき住民の総意により運営される自治組織をいう。
- （2） 自治会長 自治会の会務を統括する代表者として市長に届出があった者をいう。
- （3） 自治公民館 自治会の拠点である町内公民館、集会所等の施設を総称していう。

（自治会の区域及び名称）

第3条 自治会は1区域内に1組織を原則とし、その区域及び名称は、別表のとおり従来からの慣行により自主的に定められた組織の区域及び名称とする。ただし、特別の事由が生じたときは変更することができる。

2 自治会の区域及び名称を変更するときは、隣接する自治会と中間市（以下「市」という。）との協議に基づき決定する。

（設立の届出）

第4条 新たに自治会を設立するときは、設立届に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 自治会の規約
- （2） 自治会の役員名簿
- （3） 自治会住民の総意が確認できる会議録
- （4） その他市長が必要と求める書類

2 新たに設立する自治会の構成規模は、概ね100世帯を基準とする。

3 市長は、前2項を審査した上、交付金の交付対象自治会とするかを決定する。

（合併の届出）

第5条 既存の自治会を廃止し、隣接する自治会と合併するときは、双方の自治会長が署名した合併届を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付及び自治会の責務）

第6条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、自治会に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 自治会は、交付金の交付を受けるに当たって、第1条に規定する目的を遂行するとともに、

次に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 市民協働によるまちづくりの推進及び校区コミュニティの形成に関すること。
- (2) 自治公民館を拠点とした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
- (3) 防災、防犯、交通安全並びに安全安心活動に関すること。
- (4) 伝統文化の保存や伝承に関すること。
- (5) 健康づくりやふれあいの場の創出に関すること。
- (6) 人権啓発及び男女共同参画の推進に関すること。
- (7) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (8) 行政情報等の周知、回覧、配布等に関すること。
- (9) 交通共済に関すること。
- (10) ごみの減量化及び環境美化に関すること。
- (11) 各種募金に関すること。
- (12) 各種調査の協力に関すること。
- (13) 道路工事等の承認に関すること。

(交付金の適用除外)

第7条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる活動については、交付金の交付対象としない。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動
- (2) 公序良俗に反する活動

(交付金の算定)

第8条 第6条の規定により自治会に対して交付する交付金の額は、次により算定し、合算した額とする。

- (1) 均等割 130,000円
- (2) 人口割 300円×区域人口

2 前項の区域人口とは、当該年1月1日現在の住民基本台帳の地区別人口統計に基づく数とする。

3 自治会から第4条又は第5条の届出がなされ、交付金の交付対象自治会と決定したときは、第1項の均等割額について届出日の翌年度から当該自治会に適用する。

(交付申請及び関係書類等の提出)

第9条 交付金の交付を受けようとする自治会は、次に掲げる関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書
- (2) 前年度事業報告及び会計決算報告並びに監査報告
- (3) 当年度事業計画案及び会計予算案
- (4) 自治会の役員名簿
- (5) 自治会の規約
- (6) その他市長が必要と求める書類

(審査及び交付決定)

第 10 条 市長は、前条の申請があったときは、交付のために必要な審査を行い、交付金の交付の可否を決定し、交付決定額とともに各自治会に通知しなければならない。

(交付金の交付)

第 11 条 市長は、前条の規定により、交付金の交付を決定したときは、6月と10月の2回に分けて交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により交付金を受けたとき。

(交付金の返還及び交付停止)

第 13 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(状況報告)

第 14 条 市長は必要があると認めるときは、自治会に対し、随時に活動の遂行に関する報告を求めることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(中間市行政区の設置及び事務交付金等の取り扱いに関する要綱の廃止)

2 中間市行政区の設置及び事務交付金等の取り扱いに関する要綱(平成 14 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

(中間市町内公民館長事務交付金等の取り扱いに関する要綱の廃止)

3 中間市町内公民館長事務交付金等の取り扱いに関する要綱(平成 16 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。

(経過措置)

4 第 8 条の規定にかかわらず、平成 23 年度に限り、交付金の額は、平成 22 年度の町内会育成費・町内会長事務交付金・町内公民館長事務交付金並びに町内公民館行事補助金の合算額とする。

(交付申請及び関係書類等の提出の特例)

5 平成 23 年度の交付金の交付に当たっては、第 9 条第 2 号に規定する報告は、町内会及び町内公民館活動に関する報告とする。

別表（第3条関係）案

自治会名	区	域
垣 生	大字垣生、大字上底井野の一部	
砂 山	大字垣生の一部、大字上底井野の一部	
中 底 井 野	大字中底井野、大字上底井野の一部	
上 底 井 野	大字上底井野、大字垣生の一部	
下 大 隈	大字下大隈	
土 手 ノ 内 一 区	土手ノ内一丁目	
土 手 ノ 内 二 区	土手ノ内二丁目	見 本
土 手 ノ 内 三 区	土手ノ内三丁目	
新 手	中間二丁目の一部(12番、13~15番の一部、17~19番)中間三丁目(1~3番、6~15番、17~37番)、中間四丁目の一部、中尾二丁目の一部(1番の一部)	
唐 戸	中間一丁目の一部(1~3番、4,6番の一部)、中間二丁目(1~10番、13番の一部、16番)、中間三丁目(1番の一部)、中間四丁目(1番の一部)	
本 町	中間一丁目(4~7番の一部)、中間四丁目(1番の一部、2~4番、5~6番の一部、8番、9番の一部)、中尾一丁目(1番の一部、3~5番の一部)、中央一丁目(1番、2番の一部、6~7番の一部、8番、9番の一部、11番の一部、28番の一部)	
上 蓮 花 寺	蓮花寺一丁目(1~5番)、蓮花寺二丁目(1~5番、10~15番)、上蓮花寺一丁目、太賀一丁目(11~12番)、中央五丁目(1番の一部、2~7番、8~9番の一部、17番)	
徳 若	中央一丁目(2~5番、6番の一部、30番の一部、31~32番、36番、41~42番の一部、43番)、中央五丁目(1番の一部、9番の一部)、東中間一丁目(1~3番、5~6番、7番の一部)、東中間二丁目(1~3番、6~7番、9番の一部、13番の一部)、東中間三丁目(1~4番の一部、14番の一部)、中尾一丁目(4~5番の一部)	

自治会名	区 域
扇ヶ浦一区	扇ヶ浦一丁目の一部(1~2番)、扇ヶ浦二丁目の一部(1~4番の一部、5~13番)、扇ヶ浦三丁目の一部(1番の一部、2~11番、12番の一部)、扇ヶ浦四丁目の一部(1~20番、21~22番の一部)、鍋山町の一部(23~26番)、朝霧一丁目の一部(20番、34番)
扇ヶ浦二区	東中間二丁目の一部(4~6番、8番、9番の一部、10~12番、13番の一部、14~21番)
松ヶ岡一区	扇ヶ浦一丁目、扇ヶ浦二丁目の一部(1,3,4番の一部、14~15番、17~20番、21番の一部、22番)、中尾四丁目的一部分(6~7番の一部)、小田ヶ浦の一部(30番の一部)
松ヶ岡二区	松ヶ岡
中尾 (一区・二区)	中尾一丁目的一部分(1~3番の一部、5番の一部、6~17番)、中尾二丁目的一部分(1番の一部、2~19番)、中尾三丁目的一部分(1~2番、5~6番の一部、7~11番、12番の一部)、中尾四丁目的一部分(1~5番、6~7番の一部、8~10番、11番の一部、12~14番)、東中間一丁目的一部分(4番、7番の一部、8番)、中間三丁目的一部分(4~5番、16番の一部)
大辻町	大字中間、大辻町的一部分(1~4番、5番の一部、6~14番、15,18番の一部、19~21番)、弥生一丁目的一部分(24番の一部)、弥生二丁目的一部分(1番、7番の一部)、深坂一丁目的一部分(1番、2,4,8,9番の一部、11番、12番の一部、15番の一部、16~17番、37番の一部)、深坂二丁目的一部分(21番)
深坂 (一丁目・二丁目)	深坂一丁目的一部分(2~4番の一部、5~6番、7番、8~10番の一部、12~13番の一部、15番の一部)、深坂二丁目的一部分(1~3番、4~20番)、池田一丁目的一部分(25番の一部、26~28番、29番の一部)
池田町	池田一丁目的一部分(1~12番、20~22番、23,29番の一部)、池田二丁目、扇ヶ浦二丁目的一部分(20番の一部)、扇ヶ浦三丁目的一部分(1,12番の一部、13~21番)
弥生町	弥生一丁目的一部分(1番の一部、2~11番、12,14番の一部、15~21番、22番の一部、23番、24番の一部)、弥生二丁目的一部分(2~6番、7番の一部)、小田ヶ浦二丁目的一部分(3番の一部、4~10番の一部)
七重	七重町的一部分(1~5番、6~7番の一部、8~29番)、大辻町的一部分(5,15,18番の一部)、深坂一丁目的一部分(16番の一部)
小田ヶ浦	小田ヶ浦一丁目、小田ヶ浦二丁目的一部分(1~2番、3番の一部、11~29番、30番の一部)、中尾三丁目的一部分(5,6,12番の一部)
中町	中間一丁目的一部分(7番の一部、8~10番)、中間四丁目的一部分(5~6番の一部、7番、9番の一部、10~13番)

自治会名	区 域	
昭和町	長津一丁目の一部(11番の一部、12~15番の一部、16~17番、18番の一部、19~23番、24番の一部)、長津二丁目の一部(2~5番の一部)	
屋島	長津一丁目の一部(1~10番、11~15番の一部、16~23番、24番の一部、25~28番)	
川端	中鶴一丁目の一部(1番)、長津二丁目の一部(7,9番の一部、21~22番の一部)、長津三丁目の一部(15~20番、21番の一部、22番)	
栄町	長津二丁目の一部(2~5番の一部、6番、7番の一部、9~10番の一部、11~14番、16番の一部、17番、18~19番の一部、22番の一部、23~25番)、長津三丁目の一部(1~4番、7~8番、21番の一部)	
片峯町	長津二丁目の一部(7番の一部、8番、9~10番の一部、18~19番の一部、20番、21~22番の一部)	
中鶴一区	中鶴三丁目の一部(3番、5番)、中鶴四丁目の一部(2~7番、8番の一部、9~25番)、浄花町の一部(14番、20~21番の一部)	
中鶴二丁目	中鶴二丁目	見 本
中鶴三区	中鶴一丁目の一部(2~26番)	
浄花町	中鶴一丁目の一部(27~28番)、中鶴三丁目の一部(1~2番、4番)、中鶴四丁目の一部(1番)、浄花町(1~13番、15~20番、22~23番)	
岩瀬西町一区	岩瀬西町の一部(1~6番、8~16番、17番の一部、18番、19番の一部、23~27番、42番の一部、43番、48,51番の一部、52番、54~64番)、長津三丁目の一部(6番、11~14番)	
岩瀬西町二区	岩瀬西町の一部(17,19番の一部、20~22番、28~41番、44~47番、48,52番の一部)	
御館町	中央二丁目の一部(5~6番の一部、7~12番、13番の一部)、長津一丁目の一部(15,18番の一部)、長津二丁目の一部(1番、15番、16番の一部)、岩瀬一丁目の一部(2,11番の一部、12番)	
鳥森	中央一丁目の一部(9番の一部、10番、11番の一部、12~16番、26番の一部、27番、28~29番の一部)、中央二丁目の一部(1~4番、5~6番の一部)、中間四丁目の一部(14番)	
岩瀬東町	中央二丁目の一部(13番の一部)、岩瀬一丁目の一部(13番の一部、29番)、岩瀬二丁目の一部(9番、13番の一部、14~19番、20番の一部、21~18番、29番の一部、30番)、岩瀬四丁目の一部(3番の一部、4~10番、11番の一部、12~15番)	
岩瀬北町	岩瀬二丁目の一部(31番)、岩瀬三丁目の一部(7~9番の一部、12番、16~20番)、岩瀬四丁目の一部(1~2番、3,11番の一部)	

自治会名	区	域
自由ヶ丘	岩瀬二丁目	一部(2,29番の一部)、岩瀬三丁目一部(1番、3~6番、7~9番の一部、10~11番、13~15番)
下蓮花寺	蓮花寺二丁目	一部(7~8番、9番の一部)、蓮花寺三丁目、岩瀬一丁目一部(18~19番、20番の一部)、岩瀬二丁目一部(2番の一部)、岩瀬三丁目一部(2番)
岩瀬南町	岩瀬一丁目	一部(1~2番、3番の一部、4~10番、11番の一部、13番の一部、14~17番、20番の一部、21~28番)、岩瀬二丁目一部(1番、3~8番、10番、11,13番の一部)
高見	中央一丁目	一部(17~25番、26,29番の一部、37~38番)、中央四丁目一部(10~14番)
中牟田	中央四丁目	一部(1~4番、6番、20~28番)、中央五丁目一部(8~10番の一部、11~16番)
白根	中央一丁目	一部(33~35番、39~40番、41~42番の一部)、中央四丁目一部(15~19番)、中央五丁目一部(9番の一部)
大根土	大根土	
宮林	上蓮花寺二丁目	上蓮花寺三丁目、上蓮花寺四丁目、東中間の一部(1番の一部、3~4番の一部、5~13番、14番の一部、15~18番)
曙町	中央三丁目	中央四丁目一部(5番、7~9番)
太賀一区	太賀一丁目	一部(1~10番、13~33番)、太賀二丁目一部(1番の一部、2~6番、7番の一部、8~15番、16~19番の一部)
太賀二区	太賀二丁目	一部(1番の一部、16~19番の一部)、太賀三丁目、太賀四丁目一部(1~8番)
太賀三区	太賀四丁目	一部(9~14番)
鍋山	鍋山町	一部(1番の一部、2~13番)、朝霧一丁目一部(1~6番、15~19番、21~24番、30~33番)、朝霧二丁目一部(1~6番)
朝霧	朝霧一丁目	一部(7~14番、25~29番)、朝霧二丁目一部(7~19番、20番の一部)、朝霧三丁目、朝霧四丁目、朝霧五丁目
通谷一丁目	通谷一丁目	一部(1~27番、36番)、朝霧二丁目一部(20番の一部)
通谷二区	通谷二丁目	通谷三丁目一部(1~7番、8番の一部、9~11番、16~23番)
通谷三区	通谷三丁目	一部(8番の一部、12~20番、24~30番)、通谷四丁目

自治会名	区	域
通 谷 四 区	通谷五丁目、通谷6丁目の一部(7~33番)	
桜 台	桜台一丁目、桜台二丁目、通谷六丁目の一部(3~6番)	
中 央 町	鍋山町の一部(14~22番)、星ヶ浦四丁目の一部(21番の一部、22番の一部、23番)	
星 ヶ 丘	星ヶ丘	

自治会規約モデル

自治会規約（モデル案）

第1章 総則

（名称及び区域）

第1条 本団体は、自治会（以下「本会」という。）と称し、その区域は、中間市自治会設置及び自治会育成交付金交付要綱第3条第1項の規定による。

（会員）

第2条 本会の会員（以下「会員」という。）は、に居住する者の世帯及び事業所並びにこれに準ずるものをもって構成する。

ただし、事業所は賛助会員とし議決権は有しない。

（ 区域に企業や商店などの事業所があって、自治会に組み入れる場合の例です ）

（事務所）

第3条 本会の事務所は、公民館に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、会員相互および本会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、生活環境の整備や地域の安全活動に努め、行政との協議・協力を進めつつ、会員が安心して暮らせる明るく住みよい地域づくりを行い、もって広域的にまちづくり活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1） 市民協働によるまちづくりの推進（校区コミュニティの形成）に関すること。

（ 平成21年12月に策定した「中間市市民協働のまちづくり基本方針」で、小学校区単位の「地域まちづくり協議会(仮称)」の中心母体として、自治会を位置付けています。ぜひ各地区の規約への記載をお願いします ）

（2） 専門部活動に関すること。

（3） 本会内外の各種団体との連絡調整に関すること。

（4） 行政情報の活用および行政との連絡調整に関すること。

（5） 所有する資産または受託した施設等の管理に関すること。

（6） 会員相互の親睦に関すること。

(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 役員等

(役員の名義及び員数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
(地区によって、公民館担当副会長 1 名、事務担当副会長 1 名など)
- (3) 事務局 1 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 会計監査 2 名
- (6) 組長 名
- (7) 専門部長 名
- (8) 民生委員児童委員 (民生児童委員) 1 名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、専門部長は役員推薦委員会において推薦し、総会の承認を得る。

- 2 民生委員児童委員は、役員推薦委員会を経て自治会長により行政へ推薦する。
- 3 事務局・会計・会計監査は、会長が適任者を選考し、総会の承認を得て委嘱する。
- 4 組長及び役員推薦委員は、各組において会員の中から選出する。

(役員の仕事分掌)

第8条 会長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、また、第16条に定める専門部長を監督する。
- 3 事務局長は、本会の事務作業全般を統括する。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 会計監査は、本会の会計監査を行う。
- 6 組長は、組をまとめ、本会の業務に協力する。
- 7 専門部長は、本会の業務を分担し、その運営にあたる。

(従来の町内会長・公民館長の職務を、地区の実情に応じていずれかの役員の仕事分掌に位置付けていただきます)

『例：公民館管理者として 公民館の運営管理及び活動推進の任にあたる。』

(役員の仕事期)

第9条 役員の仕事期は2年とし、組長・会計監査の仕事期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 民生委員児童委員の任期は、民生委員法に基づくものとする。
- 3 任期中に役員が欠けたときは、第7条に定めにより役員を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(相談役)

第10条 本会の運営に必要な場合、会長は役員会の承認を得て、相談役を置くことができる。

(役員手当)

第11条 本会の役員には、予算の範囲内で手当を支給する。手当の基準は、別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、専門部会とする。総会は、本会の最高議決機関であり、定時総会・臨時総会とし、会員世帯をもって構成する。

(自治会の世帯数規模や地域規模などにより、定時総会を開催する場合に、会員の全世帯を参加対象にすることが難しく、代議員制の総会とする場合)

『例：2 定時総会は、自治会の組単位及び部会等で選出された代議員による総代会にかえることができる。』

3 役員会は、会計監査を除く第6条の役員をもって構成する。

4 三役会は、会長・副会長・事務局長・会計をもって構成する。専門部会は、各専門部員および関係役員をもって構成する。

(会議の招集)

第13条 定時総会は、年1回、第18条に定める会計年度の終了後2月以内に開催する。

開催にあたっては、第14条第1項に係る総会資料等を作成し会員に配布することとする。

(補助金交付の要件となりますので、最低でも、前年度の事業報告・決算・監査、当年度の事業計画・予算・役員名簿、その他必要事項を掲載した住民周知資料一式の作成をお願いします)

2 臨時総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき、または会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

3 役員会は、原則として月1回会長が招集する。

ただし、本会の役員の過半数の要請があったとき、会長は臨時役員会を招集しなければならない。

4 専門部会は、必要に応じ、各専門部長が招集する。

(議決事項)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び会計決算の承認に関する事。
- (2) 事業計画及び会計予算の承認に関する事。
- (3) 資産管理報告の承認に関する事。
- (4) 会費改定の承認に関する事。
- (5) 規約の改正に関する事。
- (6) 役員を選出に関する事。
- (7) その他本会の重要事項に関する事。

2 重要事項の中で急を要するもので、三役会で決議決行した場合、次回の役員会の承認を経た上で、総会に諮り承認を受けなければならない。

(総会と諸会議の成立要件及び議長並びに議決の要件)

第15条 総会は、委任状を含む構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 総会の議長は、総会出席会員の中から選出する。

また、役員会および専門部会は、それぞれ会長および専門部長が議長となる。

3 総会及び諸会議における議決は、会議出席者の過半数の賛成による。

なお、総会の議決権は会員世帯ごとに1票とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(専門部)

第16条 本会に、公民館を活動拠点とする次の専門部を置く。役員会は、必要と認めたととき、臨時の専門部を設けることができる。

- (1) 教養・文化部 (地域文化事業等の企画・執行)
- (2) 厚生・保健部 (高齢者見守りネットワーク・いきいきサロン等)
- (3) 体育部 (体育行事の主催および各種体育行事等への参加)
- (4) 児童部 (子ども会および地域伝統文化事業等への参加)
- (5) 環境整備部 (地域の環境保全・資源回収・街路灯の管理等)
- (6) 防犯安全部 (防災・防犯・交通安全ならびに地域の安全安心活動等)
- (7) 調査広報部 (地域事業に関するアンケート調査・広報紙の発行等)
- (8) 青少年育成部 (青少年の育成支援等)

その他、地区によって婦人部(女性部)、老人部(敬老会)、施設管理部、隣組部 等々

(上記専門部は一例です。

自治会の規模や地域性等を判断して、各専門部を設置してください。)

(協力組織および委員)

第17条 本会は、地域の諸組織および各種関係委員と協力して、第4条の目的の実現に努める。

第5章 会計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第19条 本会の収入は、次の収入により運営する。

- (1) 自治会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他報奨金等

(会費)

第20条 本会の会費は、世帯月額 円・賛助会員は年額 円とする。会費は各組において徴収し、組長がまとめて毎月25日までに会計に納入する。なお、会費の納入は、まとめて前納することができる。

2 会長は会員に特別の事情がある場合、役員会に諮り、会費を一部減免することができる。

(支出)

第21条 支出は、総会で議決された予算にもとづき、第4条の目的にそって行う。

- 2 会員には、別に規定で定める額の慶弔金を支払うことができる。
- 3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会計および資産帳簿の整備)

第22条 本会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第23条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第6章 入会及び退会

(入会)

第24条 本会に入会しようとする者は、組長、または会長に届け出るものとする。

- 2 本会は、前項の入会届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 本会の区域に入居した世帯があったときは、組長および役員は、その世帯に本会の趣旨を説明し、入会の案内に努めるものとする。

(退会)

第25条 原則として、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとす

る。

- (1) 第 2 条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 会員が退会の届け出を会長に行ったとき。
- (3) 特別の理由なく、会費を 1 年以上納付しなかったとき。
- (4) その他、公序良俗に反する行為等により、会員にふさわしくないと会長が判断し、退会を命じたとき。

第 7 章 規約の改正

(改正)

第 2 6 条 本会の規約の改正は、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 諸規定

(諸規定)

第 2 7 条 この規約を実施するにあたって必要がある場合には、役員会が諸規定を別に定めることができる。役員会は、諸規定を制定したときは、次回の総会に報告し、了承を得なければならない。

附 則

1 施行日 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

町内会のご案内

～みんなで作ろう

元気な風がふくまち～



中間市に転入された皆様！ また、市内でお引っ越しされた皆様！
新しい生活に向け、新鮮な気持ちとともにご不安もあることと思います。
地方分権が進み、地方自治体には効率的な行政運営をはじめ、活力や個性あるまちづくりが求められています。

中間市では、市民の皆様のご意見を市政に反映させつつ、現在、市民と行政が一体となった「協働の地域づくり」を推進しています。

市内には住民自治組織として63地区の町内会があります。安全・安心でだれもが住みよいまちにするために、積極的な地域活動が行われている町内会へ、皆様もぜひご加入をお願いします。

もし、ご都合で未加入の場合でも、共益費（街灯費、清掃費など）は必要となります。特に、地域の街灯の維持費などは、その町内会で負担していますので、ご協力をお願いします。

町内会ではこんな活動を行っています

市からのお知らせや町内の情報交換

広報なかまや市議会だより、各種情報誌などは原則として全戸配布ですが、身近な生活情報や町内の連絡などは回覧板や掲示板でお知らせしています。

地域親睦イベントの開催

地域のお祭りや伝統行事に親しんでいただき、住民の交流を図っていきます。

防犯・防災活動

犯罪の未然防止や対策、突然の災害への備えなど、お互いが助け合い、目を配りあって、子どもからお年寄りまで多世代が明るく安心して暮らせる地域をつくります。

生活環境整備

美しく清潔な町並みの維持のために、道路や公園の清掃活動を行っています。

あなたも未来の中間市づくりに参加しませんか？
元気なまちはお互いの助け合いから。まずはお隣やご近所の方に、町内会について尋ねてみましょう！



町内会活動についてのお問い合わせは

中間市 総合まちづくり課 市民協働係

【市役所本館2階】

TEL 093(246)2017

中間市・中間市町内会連合会

平成 年度 町内会長名簿 (月 現在)

校区	NO	町内会名	氏名	電話番号	校区	NO	町内会名	氏名	電話番号
底井野	1	垣生			中間	35	中鶴二丁目		
底井野	2	砂山			中間	36	中鶴三区		
底井野	3	中底井野			中間	37	浄花町		
底井野	4	上底井野			中間	38	岩瀬西町一区		
底井野	5	下大隈			中間	39	岩瀬西町二区		
東	7	土手ノ内一区			中間	40	御館町		
東	8	土手ノ内二区			中間	41	鳥森		
東	9	土手ノ内三区			北	42	岩瀬東町		
東	10	新手			北	43	岩瀬北町		
東	11	唐戸			北	44	自由ヶ丘		
東	12	本町			北	45	下蓮花寺		
東	13	上蓮花寺			北	46	岩瀬南町		
東	14	徳若			北	47	高見		
東	15	扇ヶ浦一区			北	48	中牟田		
東	16	扇ヶ浦二区			北	49	白天		
東	17	松ヶ岡一区			北	50	大根土		
東	18	松ヶ岡二区			北	51	宮林		
東	19	中尾(一区・二区)			北	52	曙町		
西	21	大辻町			南	53	太賀一区		
西	22	深坂(一丁目・二丁目)			南	54	太賀二区		
西	24	池田町			南	55	太賀三区		
西	25	弥生町			南	56	鍋山		
西	26	七重			南	57	朝霧		
西	27	小田ヶ浦			南	58	通谷一丁目		
中間	28	中町			南	59	通谷二区		
中間	29	昭和町			南	60	通谷三区		
中間	30	屋島			南	61	通谷四区		
中間	31	川端			南	62	桜台		
中間	32	栄町			南	63	中央町		
中間	33	片峯町			南	64	星ヶ丘		
中間	34	中鶴一区							

自治会加入促進チラシ（例）

自治会に加入しませんか？

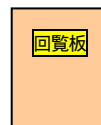


自治会とは、地域に住む人々自らが地域のことについて考え、様々な活動を通じてお互いを理解しあい、住みよいまちづくりを進めていくことを目的として組織された自治組織です。

〇〇〇自治会ではこんな活動を行っています！

地域の情報交換

身近な生活情報や地域の連絡事項など回覧板や掲示板でお知らせしています。



地域親睦イベントの開催

地域のお祭りや子ども会、敬老会、伝統行事に親しんでいただき、住民の交流を図っています。



防犯・防災活動

防犯灯の設置や維持管理、突然の災害への備えなど、安全で安心して暮らせる地域を作っています。

生活環境整備

ごみステーションの設置維持管理、道路や公園の清掃活動を行っています。



どうか、自治会の趣旨にご理解をいただき、加入していただきますよう
よろしく申し上げます。

【加入、自治会についての問合せ】

自治会 会長	電話	×××-××××
副会長	電話	×××-××××
組長	電話	×××-××××

自治会入会・退会届例（転入・転居・転出の場合など）

自治会 入会申込書

_____自治会長 様

平成 年 月 日

私は、_____自治会へ入会を申し込みます。

フリガナ	
世帯主氏名	
住 所	中間市
組	組
電 話 番 号	
世 帯 員 数	人

自治会 退会申込書

_____自治会長 様

平成 年 月 日

私は、_____自治会へ退会を申し込みます。

フリガナ	
世帯主氏名	
住 所	中間市
組	組
電 話 番 号	
世 帯 員 数	人

「ご記入いただいた個人情報については、自治会活動の目的以外には一切使用いたしません」と、案内文などには、ことわり書きを入れることが望ましいと思われま



「なかっぱ」

市制施行50周年 中間市マスコットキャラクター